

IV 輸入通関手続の改善等について

1. はじめに

欧米先進諸国は、自国の経済的困難と対日貿易不均衡の拡大等を背景に、これらの原因が我が国の市場閉鎖性にあるとして、昭和56年頃から、我が国に対して関税率の引下げ、残存輸入制限（IQ）の撤廃・緩和、輸入検査手続等の改善等広範多岐にわたる要求を行つてきている。

このような状況を踏まえ、政府は、自由貿易主義の維持・強化及び貿易の拡大均衡を図る見地から、経済対策閣僚会議において、昭和56年12月16日に、市場開放対策、輸入促進対策、輸出対策等5項目からなる「対外経済対策」を、また、特にこの中の市場開放対策の一環として昭和57年1月30日に「輸入検査手続等の改善」を決定した。

この「輸入検査手続等の改善」は、関係各省庁並びに自由民主党総裁直属の国際経済対策特別調査会（江崎会長）その他関係各方面において、諸外国等からの要望のあつた99事例について、市場開放の観点から、国内の規格・基準について、できる限り国際的なスタンダードへの合致を図るとともに、各種検査手続等の簡素化に努めるべく、鋭意検討が行われた結果をまとめたものである。なお、この中に税関の所掌する輸入通関手続に関する改善項目も五つ含まれている。

（参考） 99事例の処理方針 （〔 〕内は5月末現在）

- | | |
|-------------------|------------|
| A 改善措置を講ずるもの | 67事例〔74事例〕 |
| （通関手続に関する5事例を含む。） | |
| B 引き続き検討を行うもの | 9事例〔0 〕 |
| C 誤解に基づくもの | 15事例〔14事例〕 |
| D 現行通りとするもの | 8事例〔11事例〕 |

更に、昭和57年5月28日の経済対策閣僚会議において、いわゆる市場開放策の第二弾として「市場開放対策」が決定され、引き続き輸入検査手続等の改善が一項目として挙げられた。この中に、従来問題が多いとして指摘されていたいわゆる他法令手続のうち、薬事法、食品衛生法上の輸入手続についての改善が盛り込まれている。

ここでは、これら各種の輸入検査手続等の改善のうち、輸入通関手続関係の改善措置の内容を説明するとともに、輸入検査手続等に関する苦情を処理するため新たに設置されたいわゆるO.T.O（市場開放問題苦情処理推進本部）について解説することとしたい。

2. 輸入通関手続等の改善

（1）輸入通関手続に関する改善5項目

我が国の税関手続に関する欧米諸国からの指摘を要約すれば、「通関に時間がかかり過ぎる。」「添付書類を必要以上に要求される。」「税番適用が税関ごとに必ずしも統一されておらず、恣意的である。」といったものであつたが、これらは、他法令手続との混同等多分に誤解に基づく面が多いのではないと思われる。というのは、通関手続については、貿易の著しい拡大に対応して、従来から航空貨物の電算化や審査・検査の重点化等通関手続の簡素合理化を図つてきたところであり、昭和56年の平均通関所要日数は、わずか0.6日と諸外国に比較しても特に長時間を要しているとは思われない上、我が国は、従来よりGATTやCCCの国際条約を忠実に遵守して実施しており、特に恣意的な運用などを行つていないことは、論を待たないからである。

しかしながら、

- イ 近年、国際的な物流の大量化、迅速化あるいは取引の複雑化等税関を取り巻く環境が著しく変化してきていること
- ロ 我が国の輸入通関手続が、税関と申告者との相互信頼と協調を前提とした申告納税方式を昭和41年から採用しているが、事務処理において、ややもすれば、旧来の賦課課税方式をとっていた時代の取扱いが残存している面もあり、申告納税制度の本旨に沿った事務処理体制を確立する必要があること
- ハ 諸外国等の指摘は謙虚に受けとめ、更に改善の余地があれば、なお一層の適正かつ迅速な通関手続を図る努力を行うべきこと

等の観点から、税関実務上の問題等を総合勘案し、慎重に検討を行つた結果、以下の5項目について改善措置を講じ、昭和57年4月1日から実施することとしたわけである。

① 事後審査制の導入

税関においては、輸入申告がなされると、①関税法又は関税率法上、輸入を許可しない貨物（例えば、原産地を偽った表示等がされている貨物）又は輸入が禁止されている貨物（例えば、あへんその他の麻薬）に該当しないかどうか、あるいは、関税関係法令以外の法令により許可、承認等を要する貨物については、それらの許可、承認等を取得しているかどうかについての審査（貨物の引取りに関する事項の審査という。）②輸入貨物の価格、適用税率、税額等が正しく申告されているかどうかについての審査（納税に関する事項の審査という。）の二種類の審査を行い、また、必要に応じて現品検査を実施する。

従来、これらの審査を行つていく過程で、何らかの疑問が生じた場合は、その疑問が全て解明されない限り輸入の許可を行わないこととなつていた。そのかわり、一担輸入が許可された貨物については、事後調査によつて非違が判明する等の例外的な場合を除いて、関税額が変更されたり、積戻しを命ぜられたりすることなく、輸入者は安心して、次の取引を進めることが可能であつた。

しかしながら、米国等においては貨物を早期に国内に引き取ることを最優先とする見地から、担保を提供させて、とりあえず引取りを認め、税関の審査は、その後、半年あるいは一年もかけて行い、輸入者の申告と審査の結果が異つている場合には精算を行うという方式がとられている。この米国の方式は、貨物の国内引取り後、長い期間税関の審査結果が判明せず、取引の安定性等の面から問題がある。即ち、我が国のように取引の安定を重視するか、米国のように貨物の早期引取りを重視するかで、制度のあり方も異なり、それぞれに一長一短があるわけである。

我が国税関においては、平均審査日数は、0.6日と決して長くはかかっているというわけではないが、既に述べたようなシステムをとっているため、例外的には税関の審査に3日以上もの日時を要する場合もあり、貨物の早期引取りという点がかなり犠牲にならざるを得ないことがあつた。

そこで、取引の安定を重視しつつ、なおかつ、貨物の国内引取りをなお一層迅速化し、例外的に貨物の引取りに長時間を要する場合を救うべく、このたび、「事後審査制」を導入することとしたわけである。すなわち、前述の①の貨物の引取りに関する事項の審査は、貨物の輸入自体が禁止あるいは制限されているものであり、これに疑問を残したまま輸入を許可することはできないが、②の納税に関する事項の審査については、何らかの疑問を持つたとしても、その疑問が著るしい場合等を除き、疑問の解明に長期間をかけることなく、まず輸入を許可し、疑問の解明はその後一カ月以内を目途に行い（事後審査）、仮に税額が誤つていた場合には更正等により処理することとしたのである。

この改正は、通関の迅速化に寄与するとともに、申告納税制度の本旨に合致すると考えられ、更に、税関側にとつても、輸入許可後に十分な時間をかけて審査することが可能となつたといえる。また、取引の安定を重視し、事後審査よりも、貨物の引取り前に審査終了を望む輸入者には、その選択の余地を残しているのも、輸入者の立場を考慮したものである。

この事後審査制に類似の制度として、従来から、税関長の承認を受ければ関税を納付することなく国内引取りが認められる制度（許可前引取り制度）が存在していた。しかしながら、許可前引取制度はあくまで例外的な措置であり、また、担保の提供を要するため利用者はあまり多くはなく、揚地ファイナル（例えば、陸揚げされた数量により、はじめて取引数量が決定される砂糖。）等の場合に限られるという面があつた。

これに反し、事後審査制は、あくまで、税関における基本的な審査体制の中に組み込まれたものであり、担保の提供も要せず、とりあえず輸入者が申告した税額が納付されれば輸入が許可されるという制度であるため、従来の「水際完結主義」を大幅に変革するものとして、画期的な意味を持つものである。

なお、昭和57年4月から8月までの5カ月間、事後審査扱いとされた件数は約3,500件で、この件数は、従来、審査終了までに長期間、例えば3日以上を要した輸入申告件数の約23%にのぼり、通関の迅速化にかなり寄与しているとみられる。

② 包括審査制の新設

近年の国際貿易の拡大により、我が国に輸入される貨物は多種多様であるが、例えば、原材料、燃料、化学製品等については、同種の貨物が同一当事者間で継続的に輸入される場合が多く、従来から簡易な審査だけで輸入許可となることもあつたが、特に申告税関が異つている場合には、輸入申告の都度、実質的な審査をも行う通常の審査が行われることも多かつた。

しかしながら、このような貨物について何度も通常の審査を行うことは、輸入者にとつても負担であり、また税関にとつても一定の期間内に1～2度の内容審査を行えば十分であ

ると考えられる。

このため今回の改善措置においては、同一当事者間で継続的に輸入される同種の貨物については、初回の輸入申告の際に必要な審査を行い、この際輸入者から申し出があれば、輸入許可書に「包括審査済」の押印又は記載を行うこととした。そして、その後6ヵ月以内に同一当事者間で同種の貨物を輸入する場合には、輸入申告の際、初回の輸入許可書又はその写しを添付することにより、全国どこの税関においても簡易な審査だけで輸入を許可することとしたのである。（もつとも、2回目以降の輸入申告であつても、申告数量を確認する必要がある場合、貨物が同種か否か疑問である場合等には通常の審査を行うことがあることはいうまでもない。）

昭和57年4月から8月までの5ヵ月間、包括審査の申し出があつた件数は約2,300件で、包括審査扱いにより簡易審査だけで輸入許可となつた件数は約8,300件である。因みに、我が国における簡易審査の比率は、昭和57年8月の調査によれば全輸入申告の約40%に上つている。今後、包括審査の申し出件数は更に増加すると見込まれ、包括審査扱いにより簡易審査だけで輸入許可となる件数はますます増加すると思われる。

③ 輸入申告書添付書類の簡素合理化

輸入申告に際しては、仕入書、特惠関税原産地証明書、関税関係法令以外の法令に基づく許可、承認書等の法定書類のほか、課税標準又は税番決定のための商品説明書、成分表あるいは各種の念書等を要求することが多かつた。これらの法定書類以外の書類は輸入者に負担をかけることとなるほか、これらの書類を整えて税関に提出するまで輸入許可が保留されることもあつて、迅速な通関を阻害する一因ともなつていた。税番決定のための分析表や商品説明書等は、通関審査の段階でどうしても必要となる場合があることは避けられないが、従来、ややもすると過度の要求をしていた事例もあつたことも否めない。

そこで、今回の改善では、法定書類の提出は通関審査上の重要な事項を確認するうえで必要不可欠な場合に限定することとし、また、書類の提出を求める場合にも、できるだけ輸入者が現に所持しているもの、あるいは容易に入手できるものに限定することとして、輸入者に過度の負担をかけることなく迅速に通関ができるようにした。

具体的には、次のような書類が不必要となつた。

① プロフオーマインボイスによる通関願書

② 保険を付保していない旨の説明書

③ 再輸入貨物の経緯説明書

④ 念書

⑤ インボイスで確認できる場合のバックングリスト、重量証明書

この簡素、合理化措置は、輸入者等から大いに好評を博しているが、税関がこれら書類を要求しなくても、通関業者によつては通関準備のためこれら書類を輸入者に要求する場合も見受けられるようである。このため、税関としても通関業

者や輸入者に対しこの改善措置の趣旨の徹底を図る等、真に実効ある措置となるよう努めているところである。

④ 検査体制の改善

輸入申告と輸入貨物の同一性を確認するための現品検査は、輸入秩序の維持及び適正な関税収入の確保を図るという税関の使命を果たすうえで極めて有効な手段であると考えられる。しかしながら、膨大な量の輸入貨物を全て検査することはそもそも不可能であり、また、実際は検査の必要のない貨物も多いことから、税関においては従来から検査の重点化、効率化をすすめてきた。

ところで、同一当事者間で取引される同種貨物の輸入については、一度検査を行えば輸入者の信用度等を勘案すれば輸入申告の都度何度も検査を行う必要はないことが多いと考えられ、また、通関業者等により輸入申告前に内容点検が行われているものについては、輸入者、通関業者等の信用度を勘案すれば再度税関において検査することは無駄な場合が多いと思われる。

そこで、これらの点について従来の重点化、効率化を更に押し進めて検査の簡素化、合理化を実施することとしたわけである。即ち、今回の改善措置においては、①同一当事者間の同種の輸入貨物については、全国いずれかの税関で検査を行つた場合には、輸入者の希望により検査済の旨を輸入許可書に記載し、以後、同一当事者間の同種貨物の輸入申告に際しては、その輸入許可書又はその写しを添付すれば原則として検査は省略することとする、②通関業者等により輸入申告前に行われた貨物の内容点検については、これを極力活用することとし、内容点検確認書の添付されている場合には原則として検査は省略するとともに、適正な内容点検確認書により輸入を許可された場合、輸入者又は通関業者の希望により輸入許可書にその旨を記載し、以後、同一当事者間の同種貨物の輸入申告に際してその輸入許可書又はその写しが添付されていれば原則として検査は省略することとする。の2つの措置を中心とする検査体制の改善策を採ることとした。（もちろん、貨物が同種か否かに疑問を感じた場合等においては、検査が行われる場合等があることはいうまでもない。）

なお、包括審査制の場合と違って、検査の証明には有効期間を設けていないが、1年以上も経過したようなあまりに古い検査証明は、その証明力がかなり落ちているものとして取り扱われることとなる。

以上のような検査の重点化、効率化を図つた結果、輸入秩序の維持を阻害しない程度に貨物の検査率も低下したものと見られ、通関の迅速化、簡素化に大きく寄与しているものと思われる。

⑤ 分類不統一の防止

輸入貨物に適用すべき関税率を決定するためには、当該貨物の「関税分類」、即ち、その貨物が関税率表の一体どの品目に該当するののかということを確定する必要がある。

この税表上の分類について、欧米等の諸外国が指摘したのは、我が国の分類が税関相互間で必ずしも統一的でないとい

う点であつた。そもそも、毎日全国の税関で同時にかつ大量に通関されている多種多様の商品について、逐一税表分類の統一を図るということはなかなか困難なことであり、我が国のみならず世界各国の税関にとって共通の悩みの種でもある。

このため、我が国でも関税率表に掲載された各品目の範囲を詳細に規定した解説や膨大な数にのぼる個別商品の分類事例を収録した分類例規を発行して、その周知を図るほか、税表分類上問題となつた商品について各税関相互間で分類実績の相互通報を行い、分類の統一に努めてきたところであるが、上述の指摘があつたことに鑑み、既存の措置に加えて新しい施策を導入し、なお一層の分類の統一を図ることとした。

その新しい施策の最も重要な柱は、東京税関に「分類センター」を設置したことである。この分類センターには、2つの機能がある。まず第一は、各税関で税表分類が問題となり特に慎重に検討する必要がある場合には、各税関が分類センターに協議することとし、センターにおいて集中的に処理することによつて全国的な統一を図るという機能である。また、第二は、日常各港の税関官署で通関される貨物の中に、その官署で新規に通関されるものがあるときは、分類センターに蓄積された実績(分類情報)と照合し、取扱いの不統一が生じないかどうかチェックするという情報交換機能(clearing houseの機能)である。

このような分類センターへの分類問題、分類情報の集中方式は、全国各地の税関官署で個々の商品の税表分類についてそれぞれ別個に判断し、処理してしまうことによる弊害(不統一)の発生の可能性をできるだけ少なくしようとする考え方に基づくものであり、このようなシステムは、米国のニューヨーク税関に配置された68名の専門スタッフを中心とするCIES(Customs Information Exchange System—税関情報交換制度)にその先例が見受けられる。

また、このほか、輸入申告の際(又は輸入者等が税関に対し分類について事前に照会する際)に、輸入者等から同種又は類似の貨物に係る過去の分類実績又は外国での取扱いについてできる限り多くの情報を求めることとした。そして、分類不統一が生じる可能性がないかどうかをチェックし、必要に応じて、直ちに通関ラインから各税関本関の分類専門家、また、場合によつては更に分類センターに協議を行つて、分類の不統一を出来る限り事前に防止することとしている。

なお、分類センターについては、昭和57年4月1日の設置以来、月平均約30~40件程度の協議案件がセンターに持ちこまれて解決が図られており、新しい措置は順調にスタートしているが、今後、更にセンターに分類情報が蓄積されるに従い、分類の不統一の防止効果は一層高まるものと期待されている。

(2) 医薬品、食品等に関する他法令手続の改善

輸入貨物については、国民の保健衛生、農林畜産業の保護等各種の観点から、食品衛生法、薬事法、植物防疫法、家畜伝染病予防法等合計30の法令(関税関係法令以外の法令という意味で「他法令」と呼ばれている。)により輸入の規制が

行われている。これらの他法令により輸入規制されている貨物を輸入しようとする場合には、前述の税関手続に先立ち、まず、他法令の所管省庁の許可、承認等を得ておく必要があり当該手続を完了した後、税関への輸入申告の際にその許可・承認等を受けている旨を証明することが義務付けられている。

現在、他法令により輸入規制されている貨物は、全輸入貨物の約1/3に達しているが、通関手続はわずか一日もかからずに終了してもそれ以前(即ち税関への輸入申告が出される以前)にこの他法令の許可・承認等にかかりの日数を要したり、また、そのための手続が複雑であつたりする例が多いとして、諸外国はもとより国内からもこの他法令手続の簡素化・迅速化について強い要請がなされていた。

このような背景の下、大蔵省としては、通関手続全体の簡素化・合理化を図る見地から各所管省庁に協力を求め、今回の市場開放第二弾の一つとして、厚生省所管の薬事法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法に係る輸入手続について、以下のような改善措置が講じられることとなつた。

① 薬事法、毒物及び劇物取締法関係

従来、販売目的の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具並びに毒物・劇物については、厚生大臣の輸入販売業の許可、品目の承認等(いずれも包括的なもの)を必要とし、更に、これら医薬品等を実際に輸入する際には、厚生省薬事専門官室へ輸入報告書を提出し、確認を受け、これを税関に提出することが義務付けられていた。

これを今回の改善措置では、医薬品及び医療用具の一部(厚生大臣が指定したもの)、医薬部外品、化粧品、毒物・劇物については、厚生省への輸入報告書の提出を廃止し、代わつて税関が輸入販売業許可書等を確認することにより輸入を認める体制とした。

そのほか、少量の医薬部外品及び化粧品の商品見本、医療用具の些細な部分品、一定量以下の個人用医薬品等については、厚生省に対する一切の手続を不要とし税関限りで通関を認めることとした(昭和57年5月1日実施)。

この結果、輸入される医薬品等の約50%程度のもは税関の確認のみで通関が認められており、今回の措置については、内外を問わずかなりの評価を得ている。

② 食品衛生法関係

輸入される食品類、食品添加物、食品の容器包装及び加工機械については、貨物が本邦に到着後、その都度、厚生省食品衛生監視員事務所に対し食品等輸入届出書を提出し、届出済書の交付を受け、これを税関に提出することが義務付けられていた。

今回の改善措置では、特に迅速引取りが要請される生鮮の野菜、果実及び魚介類(但し、冷凍のものを除く。)については、本邦到着前に食品等輸入届出書を仮りに受付け、事前審査を行つておき、運送途中で事故が発生したような場合を除き速やかに国内に引き取ることが出来る体制に改めたほか、10キログラム以下の貨物については、明白に販売等営業

の用に供するものを除き厚生省への届出を不要とし、税関の確認のみで通関が認められる取扱いとされた（昭和57年4月1日実施）。

3. 市場開放問題苦情処理体制（O. T. O）の整備

（1）苦情処理体制

昭和57年1月30日の経済対策閣僚会議において決定された上述の「輸入検査手続等の改善」に併せて、輸入検査手続等に関する苦情について、その迅速かつ的確な処理を図るため、苦情処理体制の充実・整備を図ることが決定された。

即ち、内閣官房副長官（事務）を本部長とし関係各省庁の事務次官で構成される市場開放問題苦情処理推進本部（事務局・経済企画庁調整局）が設置され、また、経済企画庁をはじめとして、関係各省庁に苦情を受け付ける窓口が設けられることとなった（別図参照）。

これに基づき、大蔵省では、苦情受付窓口として、関税局輸入課に「市場開放問題苦情処理対策室」を置くこととし、地方窓口として各税関の税関相談官（室）をその分室としている。（なお、苦情処理推進本部の英文は Office of Trade Ombudsman＝略称 O. T. O と名付けられている。）

（2）O. T. O の運営

苦情処理推進本部は、苦情の受付及び処理状況について所要のとりまとめを行い、必要に応じ、経済対策閣僚会議に報告するとともに、適宜公表を行うこととしている。

各省庁の苦情受付窓口においては、他省庁所管に係る苦情についても受け付けることとなっており、苦情の受付及び処理状況について本部事務局及び必要に応じ関係省庁へ連絡することとされている。

また、苦情は、その形式（文書、電話、口頭）を問わず受け付け、その処理に当たっては、

① 親切丁寧

② 迅速（苦情申立日から10日以内に処理状況を申立者に説明する。なお、解決までに1月以上を要する時は、1月毎に申立者に処理状況の説明を行う。）

③ 明確（理由を付し、確実に伝達）に行う。

更に、苦情の処理の検討に当たっては、

① 国際規格、基準への合致に努めること

② 外国の信頼できる検査結果の受入れに努めること

③ 規格、基準の明確化、定量化を図ること

④ 検査手続等の簡素化に努めること

⑤ その他国内制度の透明性の確保等に努めること

等の一般原則が本部決定されている。

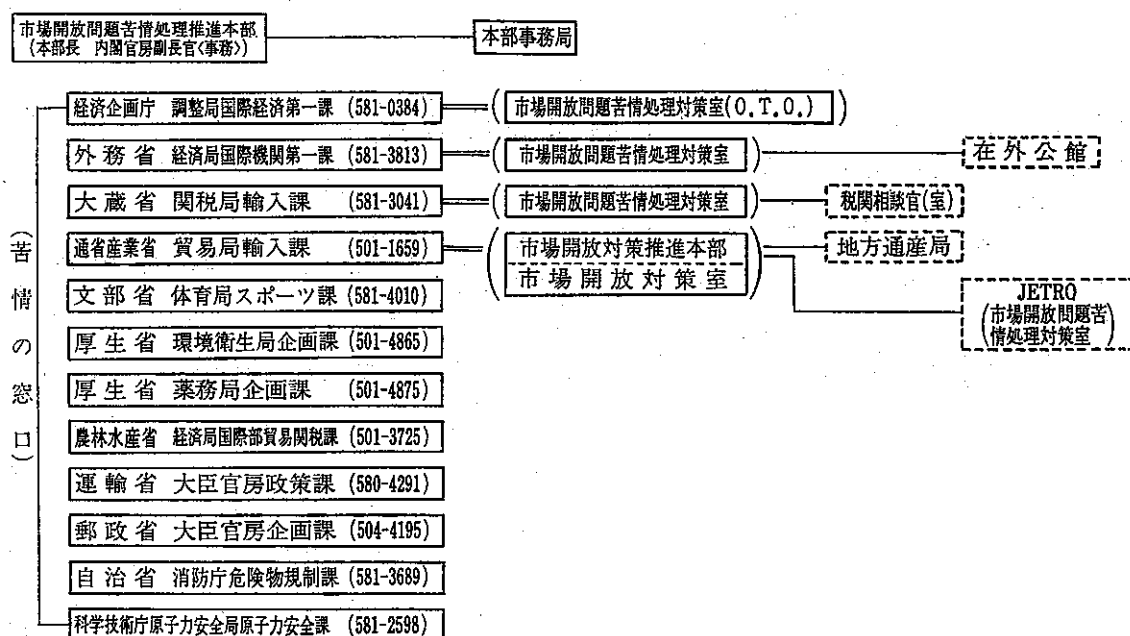
（3）苦情の受付・処理状況

苦情処理推進本部では、発生後昭和57年7月16日までの間に計61件の輸入検査手続等に関する苦情の申立てを受け付けている。

各窓口別の受付状況は、経済企画庁が26件と最も多く、通商産業省21件、外務省10件、大蔵省3件等となっている。また、国内から申し立てられた苦情が25件に対し、外国からのものが36件で多数を占めている。

これまで受け付けた苦情61件のうち53件については、既に処理済みとなっている。これらを所管省庁別にみると、厚生省所管のものが最も多く21件、次いで通商産業省17件、大蔵省12件等となっており、大蔵省関係分の内訳は、通関関係6件、専売関係4件及び酒税関係2件である。更に処理内容別にみると、改善措置を講ずるものが14件含まれているほか、引き続き検討を行うことを約したものが1件ある。しかしながら、その他は、誤解に基づくものが23件、現行の取扱いについて説明し申立者の納得を得たものが15件となっており、どちらかと言えば、申立者側の単純な知識の不足に基づく

別図 苦情の処理体制（O. T. O）



※市外局番 東京(03)

思われるものも多いようである。(別表参照)

(別表) 市場開放問題苦情処理推進本部 (O. T. O)

発足以来の苦情受付・処理状況

(昭和57年8月26日現在)

i) 受付状況

① 月別受付状況		② 申立者別		③ 所管省庁別	
合 計	61	合 計	61	厚 生 省	21
2月～5月	43	国 内	25	通商産業省	17
6 月 中	4	外 国	36	大 蔵 省	12
7 月 中	9	(米 国)	(21)	農林水産省	5
8月1日 ～8月26日	5	(E C)	(10)	運 輸 省	3

ii) 処理状況

①			② (処理済のものについて)		
	処理状況	件数	処 理 分 類	件 数	
1	処 理 済	53	A	14	
2	処 理 中	3	B	1	
3	検 討 中	1	C	23	
4	確 認 中	4	D	15	
	計	61	処 理 済 計	53	

- (注) 1. 処理済……申立人に処理内容を伝え終えたもの。
処理中……担当省庁での検討を終え、申立人に内容を伝えつつあるもの。
検討中……処理の方向が確定していないもの。
確認中……事実関係等を相手側及び関係者に確認中又は実験中のもの。
2. A………改善措置を講ずるもの。
B………引き続き検討を行うもの。
C………誤解に基づくもの。
D………現行通りとするもの。

4. おわりに——改善措置に対する評価と今後の問題

輸入通関手続の改善5項目については、輸入者、通関業者等の貿易関係者より通関の迅速化、添付書類の簡素合理化、重複検査の排除に伴う貨物検査の減少等大変好評を得ている

ほか、税関内部においても、事後審査制の導入による審査・検査の充実化・重点化等今回の改善措置は迅速かつ適正な通関に資する有効な措置であるとして、順調に新体制への移行が図られているところである。

また、欧米諸国については、昭和57年3月東京で開催された日米貿易小委員会において、マクドナルド米側首席代表の「今まで日本側から示された輸入検査手続等の改善の中で、輸入通関手続に関する改善5項目が最も期待されるものである。」との発言や、4月末ワシントンで開催された日米税関連絡会議において米国関税庁も日本側の通関手続改善のための積極的な対応と努力を高く評価したことなど、極めて好評を博している。

そもそも、いわゆる非関税障壁問題の一環として輸入検査手続等の問題が浮び上がってきた背景には輸入貨物について「取引の安全」と「引取りの迅速化」のどちらに重点を置くか、あるいは、消費者保護について「国家」と「私企業」のどちらが最終的な責任を負うのかといった点に関する日本と欧米諸国の間の基本的な考え方の違いが大きく影響しているものと思われる。

したがって、我が国の制度について一方的な誤解が存する場合には、当該規制や手続を設けている目的や理由を十分に説明し、理解を求める必要もあろう。

しかしながら、我が国が自由貿易を標榜する世界に冠たる貿易国家である以上、国際的な水準や慣行を排して、自らの制度を守り続ける態度をとることも、決してほめられたことではない。この点特に、パブリックサービスとしての行政の常識的・合理的なバランス感覚が強く求められるところであらう。

輸入通関手続については、上記のように、今日の措置につき幸いにも一応高い評価を受けたものの、今後も可能な限り、なお一層の簡素・迅速化のための改善努力を行っていくつもりである。

(関税局輸入課)